

会議名 (審議会等名)		川西市個人情報保護審議会(第45回)	
事務局 (担当課)		総務部 行政室 総務課 内線(2321)	
開催日時		平成21年7月2日(木) 午後6時00分～午後7時40分	
開催場所		本庁舎 4階 庁議室	
出席者	委員	池田委員(会長) 長尾委員(副会長)・荒木委員・井口委員 井手委員・井上委員・田中委員・中村委員	
		欠席委員: 園田委員・三宅委員	
	実施機関	《美化推進部美化推進室リサイクル推進課》滝内室長・岡本補佐 《美化推進部美化推進室美化業務課》森内課長・宇野主査 《健康福祉部福祉推進室障害政策課》根津室長・荒崎課長 《健康福祉部健康生活室長寿・介護保険課》山本室長・大田課長	
	事務局	益本部長・小田室長・森課長・佐藤課長補佐・岩脇主査・竹下	
傍聴の可否		<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可	傍聴者数
		0人	
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1 会長あいさつ 2 審議事項 《諮問第36号》 サポート収集事務に係る個人情報の利用・提供について 《諮問第35号》 川西市個人情報保護条例の整備について ①指定管理者に対する罰則規定について ②その他 3 その他	
会議結果		(1) 諮問第36号案件については、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。 (2) 諮問第35号案件については、別紙、審議経過のとおり。	

会 長：あいさつ
事 務 局：説明

本日提出資料の確認及び説明

事前送付資料→①開催通知

②諮問書（第35号）

③諮問書(案)（第36号）

本日提出資料→①レジメ

②座席表

③川西市個人情報保護審議会等に市個人情報保護条例改正の諮問をする考え方

④公の施設に係る指定管理者の指定状況

⑤近隣市での指定管理者に係る個人情報保護条例の制定状況について

⑥川西市個人情報保護条例の整備について -答申- 平成17年7月

⑦諮問書（第36号）

⑧川西市サポート収集実施要綱及び申請書などの各様式

⑨サポート収集 受付から決定までのフローと個人情報の流れ

⑩ごみの分け方・出し方（パンフレット）

⑪サポート収集について

審議事項

諮問第36号 サポート収集事務に係る個人情報の利用・提供について

諮問第35号 川西市個人情報保護条例の整備について

会 長

ただ今より、『第45回川西市個人情報保護審議会』を開催させていただきたいと思っております。それでは、会議次第に従って進めていきたいと思っております。本日は、委員のうち、2名委員がご欠席というご連絡をいただいております。ただし、お二人が欠席ですけれども、委員の過半数の出席がございまして、定足数を満たしておりますので、この審議会は有効に成立しておりますということで、議事を進めさせていただきたいと思っております。それで、本日の予定ですが、次第によりますように、1つは、「個人情報保護条例の改正に係る諮問」というものがございまして。これは、いつもの目的外利用とか、あるいは本人外収集とか外部提供とか、そういうような諮問とは異なりまして、審議会に条例の改正についての意見を求めるというものでございまして、これは条例第41条第1項の諮問ではなくて、第2項の諮問ということになります。それから、もう1つは、「サポート収集事業に係る個人情報の利用・提供について」ということになりまして、これは従来ここでやっております諮問で、これはごみステーションまでごみを持ち出すことが困難な、高齢者や障がい者を対象に、玄関先まで収集に赴くということなんですけれども、この事業の運営に当たって、個人情報の目的外利用・提供、それに伴う本人通知の有無に関する内容の諮問案件について、ご審議いただきたいと、こういうふうに思っております。以上、2つの諮問案件がありますけれども、35号案件が条例改正に係る諮問、36号案件がサポート収集事業に係る個人情報の利用・提供についてとなっておりますが、いつもやっておりますことである、第36号のほうから先にご審議いただければと思っております。それでは、本日配布されております書類等についての概要を、事

事務局	<p>務局のほうからご説明のほう、よろしく申し上げます。</p> <p>※ 事務局 説明（略）</p>
会長	<p>ありがとうございました。本日の諮問案件について、今概略をご説明いただいたんですが、今の時点において何か委員の皆さまからご質問はございませんでしょうか…。無いようでしたら、まず、先ほど申しましたように、36号諮問案件のほうからご検討いただきたいと思います。これは、今もご説明ありましたように、条例の第10条第1項第4号、それから第2項ですね、いわゆる目的外利用、外部提供も含んでいるのか知りませんが、これについての諮問。サポート収集事務において収集した、個人情報に係る目的外利用についてということになっているんです。これについては、実施機関であるところの美化推進部の美化業務課、それからリサイクル推進課、それから関係課である健康福祉部の福祉政策課、障害福祉課、長寿・介護保険課の担当の皆さんが今控えておられて、ご説明をいただくようになっておりますので、入室していただいでよろしいですか…。それじゃあ、早速皆さんをお呼びしてください。</p> <p>※ 実施機関 入室</p>
会長	<p>関係担当部局の皆さん、遅い時間にお集まりいただきありがとうございます。本日はですね、「サポート収集事業に係る個人情報の利用・提供について」という諮問がございまして、それをこれから審議することになっておりますので、関係の皆さんにご説明をいただくということでお集まりいただいたわけですね。よろしくお願ひしたいと思ひます。それで、早速実施機関としての説明をお願ひしたいと思ひますが、その前に、本日ご出席いただいでる皆さんに自己紹介いただいで、それからご説明を美化推進部の美化推進室の方からお願ひしたいと思ひます。</p>
実施機関	<p>美化推進室長の滝内と申します、よろしくお願ひいたします。美化業務課長の森内と申します、どうぞよろしくお願ひいたします。リサイクル推進課の岡本と申します、よろしくお願ひいたします。美化業務課、宇野と申します、よろしくお願ひいたします。福祉推進室の根津と申します、よろしくお願ひいたします。福祉推進室障害福祉課の荒崎と申します、よろしくお願ひいたします。健康生活室長の山本です、よろしくお願ひいたします。長寿・介護保険課長の太田でございます、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。それでは早速、美化推進部の美化推進室の方から、本日の「サポート収集事業に係る個人情報の利用・提供について」という案件について、ご説明の方お願ひしたいと思ひます。手元にある資料として、「川西市サポート収集実施要綱」ですね、それから「サポート収集の受付から決定までのフロー図と個人情報の流れ」「ごみの分け方・出し方」という保存版の冊子をいただいでおりますので、それを適宜言っただいでいただいでたら我々開いていきますので、よろしくお願ひいたします。</p>
実施機関	<p>それでは、サポート収集事業におきまして、収集した個人情報に係る目的外利用について、ご説明をさせていただきたいと存じますけれども、説明に当たりましては、当該個人情報の最終的な保有課といたしまして</p>

実 施 機 関

は、美化業務課となるところでございますけれども、当該制度の制定に際しましては、リサイクル推進課が主体となっておりますので、本諮問案件のご説明につきましては、リサイクル推進課の方から説明させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、私、リサイクル推進課の岡本より、サポート収集事業の概要についてご説明させていただきます。まず、お手元にお配りしております、資料1「川西市サポート収集実施要綱」の1ページ及び2ページをご覧くださいでしょうか。まず、サポート収集の目的といたしましては、要綱第1条のとおり、一般家庭から排出されるごみを所定の場所、いわゆるごみステーションなのですが、そこまで持ち出すことが困難な高齢者や、障がい者の世帯に対して、玄関先までごみを収集に伺うことで、ごみの排出の支援を図ろうとするものでございます。対象者としていたしましては、第3条に規定しておりますが、一定の条件に基づき、ご登録いただいた方を対象としています。条件としましては、まず、本人がごみステーションまでごみを出すことが困難であり、親族や近隣の方などからごみ出しの協力が得られない方というのが条件となります。なおかつ、介護保険の要介護認定が要介護2以上の65歳以上のお一人暮らしの方、もしくは身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する、お一人暮らしの方を対象とさせていただいております。また、これらの方のみで構成される世帯の方も対象としております。サポート収集のご案内は、昨年度に全世帯にお配りしました「ごみの分け方・出し方保存版パンフレット」、こちらは、お手元にお配りしております資料3の8ページになりますが、こちら8ページの方でお知らせしているところであります。こちらにつきましては、市民の方々からの申請に基づき行うものであります。利用の申込みは、本人だけでなく、親族や、介護をされている方、民生委員、自治会長からもできることとしております。また、申請書を添付しました、案内のリーフレット、こちらは資料4でございますが、こちらのほうを公共施設や福祉担当窓口などに設置してございます。利用の決定につきましては、内容を審査した上で適否を決定し、その結果を申込者に通知することとしております。サポート収集開始後のごみの排出方法等ですが、週1回、指定の曜日に全てのごみを分別した上で、玄関先等に出していただいたものを、午後から収集させていただいております。現時点での申請状況といたしましては、73件の利用の申込みをいただいております。この73件には、すでに審査決定を終えて、収集を開始しているケースを含んでおります。以上が、サポート収集の制度の概要でございます。続きまして、申請受付後の具体的手続きと個人情報の流れにつきまして、資料2「サポート収集受付から決定までのフローと個人情報の流れ」に基づき、ご説明させていただきます。まず、ご本人や申請者から、美化業務課に申請書が提出されます。資料1の3ページに、申請書の様式を添付しておりますので、ご覧くださいでしょうか。その申請書を受領した段階で、要綱に規定する資格に該当するか否かを確認させていただきます。また、この申請書には同意書欄を設けておまして、1つ目として「申請における対象者及び世帯の状況等について、関係機関に対して照会し、又は情報提供することを承諾します。」また2つ目に「地域自治会長、担当地区民生委員及び介護支援専門員への情報提供を承諾します。」という内容についての同意をいただいております。受付けた申請につきましては、サポート収集連絡会、これは、健康福祉部福祉推進室福祉政策課、障害福祉課、健康生活室長寿・介護保険課、地域包括支援センター、そしてリサイクル推進課及び美化業務課の職員で構成されるものですが、

	<p>このサポート収集連絡会に情報を提供いたします。申請を受け付けた後美化業務課が、本人や申請者に連絡を取り、訪問による実態調査を行なうこととなります。訪問による実態調査は、美化業務課とリサイクル推進課の職員2名で行なっております。実態調査でお尋ねする項目につきましては、資料1の6から7ページの「サポート収集実態調査表」の項目となっております。この実態調査の目的としましては、ご本人の状況を正確に把握し、公平性を確保するということと、また、これまでに地域で培われた住民同士の連携を阻害することなく、サポート収集を実施するために行なうものでございます。実態調査の際には、本人の自宅を訪問し、大きく分けて3つの観点から聞き取り調査を実施しております。一つ目には、本人の身体状況であります。二つ目は、近隣など他の方からの支援や協力の状況です。三つ目は、現在のごみ出しの状況と、サポート収集を実施する場合、どのようにごみを出すか、について実状をお尋ねしております。実態調査を終えましたら、調査結果を精査いたしまして、連絡会との協議が必要であるか否かを判断いたします。協議が必要なケースにつきましては、実態調査表を連絡会に情報提供した上で、審査・決定に係る意見や助言をいただくこととしております。その後、美化推進部が審査・決定いたしまして、資料1の「サポート収集決定・却下通知書」によりまして、本人、申請者等に通知を行っております。また、結果につきましては、連絡会に情報提供を行ない、サポート収集開始後の円滑な実施に向けた意見や助言を求めることとしております。以上、ご説明いたしましたとおり、サポート収集の実施に当たりましては、個人情報のご本人の同意に基づき、適正に取り扱っているところではございますが、実際に制度を運用をする中で、訪問した際に必要以上の情報を本人がお話される場合を十分考えられることや、またそれらの情報が、場合によっては審査決定に利用される場合もあり得ること等を考えますと、当該個人情報の取扱いについて万全を期するためにも当審議会にお諮りしておいたほうが最善であると判断いたしまして、個人情報保護条例第10条第1項第4号及び同条第2項の規定に基づき、諮問書としてご提出させていただいたところではございますので、その点、何卒ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。それでは、以上でご説明を終わらせていただきます、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。概略、サポート収集の事業がどういうものかということをご説明いただきましたが、それで個人情報を収集して、場合によってはそれが目的外に利用される、あるいは外部に提供されるということのおそれがあるということで、予め審議会に意見を聴いておきたいと、こういうことかと思いますが、今のご説明いただいたことについて、委員の皆さん方から何なりと質問があればお聞きいただきたいと思いますが、いかがでしょうか…。</p>
委 員	<p>内容的には分かるんですけども、それで福祉政策課であるとか、長寿介護保険課とかと、連絡協議会での中での情報提供になるんですか？それと、長寿・介護保険課、あるいは福祉政策課が、要するに隠れた高齢者とか、障がい者とかいうことを、民生委員さん等を通じてですね、発掘をしたいということ、それでまた災害時要援護者に対しても、そういう発掘になると、いうふうなことも、我々地域としては情報を知りたいんですけども、そういった方面での利用というのは考えておられないんですか？それは福祉なり、長寿・介護保険課のほうの問題やと思うんですけど。連絡会で情報をね。</p>

実施機関	<p>今いただいたご質問なんですけれども、今回の情報につきましては、まずサポート収集、これを適正に円滑に実施するために個人情報を活用していこうとするもので、そのための個人情報を取扱いをするのは、サポート収集の事業を実施するという目的ということに限らせていただいております。</p>
委員	<p>ただ、同意事項の中にね、民生委員及び地域自治会長への情報提供となってますわね。当然そういうとこまで開示されると、良い悪いは別にしてね、そっちの方面で当然我々は使おうという意図がありますから、そういう問題はありますよね。そこまで審議会の方でOKしてしまうかどうか…。</p>
委員	<p>というか、サポート収集申請書ではなくて、ここでの問題は、この後に出てくるあれでしょ、サポート収集実態調査表のほうでしょ。申請書は同意があるか無いかですから、あったら使えるというのは当然の話ですから、問題にならないわけで。実態調査表のほうでは、それが無いからこれをサポート収集連絡会の方で色んな回し読みして、変更せなあかんから、それを美化推進部だけではなくて、他でも使いたいというお話なんですよね、ここでの諮問は。</p>
会長	<p>連絡会とは、どんな構成でされてるんですか？</p>
実施機関	<p>まず、サポート収集連絡会の構成メンバーですけれども、健康福祉部福祉推進室福祉政策課、それから障害福祉課、健康生活室の長寿・介護保険課、地域包括支援センター、それから美化推進部の美化業務課とリサイクル推進課、これらの職員から構成されております。</p>
会長	<p>ここの連絡会というのは、市役所内部の部局のそれぞれの職員の人が集まった会合ですね？</p>
実施機関	<p>はい、そうでございます。</p>
会長	<p>そこには外部の人が加わっているわけじゃない、自治会の人とかそういう方がいるわけじゃないわけですね？</p>
実施機関	<p>違います。市役所内部の職員のみでございます。</p>
会長	<p>分かりました。もう一回これを簡単に整理しますとですね、そもそも川西市では、いわゆるごみステーションという所がいろんなところに指定されていて、そこへ週に何回か収集する日に皆が持って行って、そこにごみを出しておるとというのが原則なんです。原則だけれども、そこへ行くのが困難なおると。その困難な人は、これまでどないしてたんですかね、そうしたら。なんか苦情とかあるから、そういう制度が始まったって話になるのかなという気はしますが、これまでその人たちがごみを出してなかったとは思えないんですけどね…。だけど、とりあえず、その人らが非常に困難だということで、市役所としては、今言ったようなサポート収集システムという制度を作ったということになるわけですね。これを利用する時には、申請書をここに書いたものを出すと。そして申請書を受け取ったら、その人が実際にその必要性があるかどうかということについて、先ほどで言ったら、このサポート収集実態調査表というので、これは職員の人がこの申請者のところに行って、</p>

	聞き込みを記入するんですか？これは本人が記入するんじゃないかと、職員の方が記入するわけですか？
実施機関	はい。
会長	聞き取りをしていくということなんですね。そして、それを持ってきて、連絡会で検討すると。それは連絡会で検討する時に、ある意味では目的外利用って話になるんですかね。だけど、結局、これは実態調査をするのは、実際に動く職員の方はどこに所属してる方が行くんですけどっけ？
実施機関	実態調査を行いますのは、美化業務課、所管の課と、それからリサイクル推進課、そのそれぞれ1名ずつが、実態調査に本人さん宅のほうにお伺いするというようになっております。
会長	リサイクル推進課と美化業務課の方が行って、必要な情報収集してきたってわけですね、本人からね。だから、それがその部局で使うのについては、本来正当な職務という話になるわけですね。そこへ、よその課の人が、福祉部の人とかが来るというわけですね。それは情報が提供されるから、それがあある意味では目的外利用になるというか、そういうおそれがあるから、一応、そういう場合も了承して欲しいとここに提出されてると、こういうふうに理解したらいいんですね。
実施機関	そのとおりです。
会長	そういうことであります。ですから、何か自治会とかそういうのは関係ないわけですね、ここでは。先ほど委員の皆さんからもありましたけども、サポート収集申請書というのね、これを申請する人は、ここに同意をするというところに判を付けなかったら、受け付けないわけですかね？
実施機関	まず、その申請書の段階で、同意書の方に、ご本人の署名・印鑑ただいてるんですけども、記入がないケースにつきましても、訪問の時に確認をいたしまして、ご本人の意思でこの同意をされていないのか、それとも単なる書き忘れということもございますので、確認をいたします。それと、あと訪問しました時に同意書の方に署名を頂いておりますが、再度個人情報の取扱いについて、こういう形で情報提供させていただくこともあり得ますということでの確認を、ご本人様から頂いております。
会長	だから、この申請書を提出して、中には同意をしないという人がいた場合にですね、その同意をしないという人はのっけから、ごみのサポート収集はしないということか、しないじゃないんだけれども、その場合本人が同意してないけれども、ここへ諮ってね、そして自治会やなんか提供することを認めてもらおうということなら、本人が同意してなくても、一応いけるとい話なるわけですね。でも、そういうことまでは想定してないわけですね、今のこの…。
実施機関	ご本人に同意が無かった場合、こちらが申請書で知り得る情報の中で審査・決定していくということで考えてございます。

会 長	じゃあ、先ほどの実態調査の調査表の話というふうに限定して、我々審議したらいいということで、よろしいですな。では、他の委員の方、何なりとご質問を…。
委 員	今までは、地域の福祉のボランティアが、一応そういうふうなごみ収集の時に、大型ごみとかそういうものは出すように、ボランティアではしてたんですが、やはりそうになると、本人さんがとても気を遣われる場合があるから、このような制度になったのかなと、私は理解してるんですけど…。
会 長	なるほどね、多分先ほど私が疑問呈したように、つまりこの制度が発足する前はどないしておられたんですか？という話しだけでも、それはボランティアの方が協力して、ステーションまで持って行くのが大変な方については、手伝いをしてあげるってことですか。
実 施 機 関	そうですね。私どもの方で理解しておりますのは、例えば親族の方がおられて、月一回お宅、お一人で住まわれてるその方のところへ行かれて、それでごみ出しをされてる場合。それから、先ほど委員さんの方からも話がありましたように、地域の中で、連携の中で、されているケース。それから、一般の業者さんに頼んでごみを出されてるケース、色んなケースはあります。特に、今言われたように、川西市他市に比べまして高齢化率高うございますので、このようにこの21年4月からごみの分別を今までの6種から9種にしましたということで、一定市といたしましても、ごみの分別を変え、そうしましたら高齢者に課すそれらを含めまして、このようなサポート収集いうものを策定して、実施していこうという内容でございます。
会 長	どうでしょうか、他の委員さん皆さん、何かこの際、何なりとサポート収集についてご意見を。
委 員	よろしいですか、70何人かいらっしゃるってことなんですけど、具体的に、本当に、それだけサポートしないといけないという状況なわけですか？ご本人も、例えば玄関先まで持っていける状態じゃないとか、今までそのことを福祉の方が、ボランティアの方がしてくださってたと思うんですけども、その状況が…。
実 施 機 関	我々が、実際お宅に訪問させていただいて、お伺いしてる中では、杖をついて今まで出してきましたと仰る方がいらっしゃるんですけど、一方で杖をつきながら重たいものを持つというのは、非常に危ない。距離もありますし、坂があったりしますし、傘をさしてはまず行けない。雨の日なんか特に滑るので、こけると起きあがれないという方もいらっしゃいまして、これはちょっと緊急にいるやろうということで、今まで頑張ってきたんですけども仰られてましたけども、これはちょっと緊急にいと、やろうということで、すぐに始めたケースもございます。
委 員	分別も、今度細かく増えましたが、それをご自分で全部されて、それを持って行かれる。だから、それをサポートするわけではないんですね。そこまでは。
実 施 機 関	分別はご自身で、出来ない方もいらっしゃいますんで、その方はヘルパーさんにさせていただきますという方もいらっしゃいますし、あるいは色

	んなケースがあるんですけども、分別は自分で頑張りますと仰る方もいらっしゃると思います。
会 長	この申請というのは、随時受け付けてるということになるんですか。もう締め切りがあって、もうおしまいという話ですか。
実 施 機 関	いえ、締め切りはございませんので、随時。
会 長	随時やっていて、その制度発足の際には、どのくらい申請があったんですか。
実 施 機 関	制度発足の際に、40件から50件ほど申請をいただきまして、今現在73件でございます。
会 長	申請があってね、実態調査をしてね、お断りしたってのはあるんですか、やっぱり。
実 施 機 関	今現在73件のうち、登録済みということで審査決定が終了しましたものが24件ございますが、お断りしたケースはございません。訪問による実態調査もいたしましたところ、充分に必要性が認められるというふうに、我々美化推進部のほうで判断できるというケースでございました。
会 長	ていうのもね、申請したら本人が出来ないって言うてるんだから、それ断ったら、本人が何か入り口に置かしたとか、おかしなことやりかねないけど、あんまり断りにくいですな、これ。よっぽどスポラな人がいて、本来なら健常者なのに持っていかないとかっていうようなことだったら、お断りするけども。ちょっとグレーゾーンみたいな人でも、やっぱり引き受けなきゃしょうがないって話になりますよね。さっき、明確な基準みたいなものもありましたけどね。
実 施 機 関	私どもで、やっぱり地域の連携を崩したくないということ。これは我々ごみ収集担当の者が、今まで、今仰ってましたように、うまいこといってるものをこっちがしますでとはいかない、ということもございまして、申請されて来られてる方といいますのは、そのような地域の連携も充分ご理解された、そういう地域の中での状況をご理解されたうえで、ご自身の状況をご判断されて、24件の方はよっぽど…、よっぽどと言ったら具合悪いですけど、真剣に考えられて申請されているというふうに私どものほうは考えています。
委 員	今の件ですけども、23件？認めたものは美化業務課だけで審査して認めたってことですか？
実 施 機 関	24件でございますが、連絡会のほうに特に協議をする必要ないというふうに判断をして、美化推進部で審査・決定を行ないました。
委 員	所管課の内部だけで、情報が回って、それで審査できたってということですね。
実 施 機 関	そのとおりです。
委 員	今後は、その連絡会に回して、健康福祉部だとか、長寿・介護保険課

	<p>の人たちが集まった連絡会議で、協議しなければならない可能性があるから、ここで目的外利用を認めるか認めないかっていうのを審議して欲しいということですね。</p>
実施機関	<p>連絡会のほうに、訪問のときに出ました個人情報、それを提供するっていうことにつきましては、ご本人さんのほうに訪問した時に、同意のほうはいただいております。ただ、訪問したときに審査をするために必要な情報以上の情報を、例えばご本人さんがお話しになるということも実態の中で出ておりました、ご本人さんがご自分の状況をたくさん色々とお話をされる、そういったことも、我々実態調査に行った者は記録して控えてございます。そういった情報についても、協議が必要なケースにつきましては、連絡会のほうに提供してよいのか、どうかというところが、非常に少し心配でございましたので、今回お諮りさせていただいたところです。</p>
委員	<p>ということは、この調査票の中の特記事項だとか、あるいはサポート収集が必要かどうかというところで、余分な情報が入ってくる可能性があるかと。</p>
実施機関	<p>審査・決定に直接は関係がないように思われても、後々厳正に審査をしていくうえで、必要になってくる本人様の情報が切り分けられないものですので、そういったものも含めて、連絡会に提供していく可能性もあり得るということです。</p>
委員	<p>連絡会というのは、いったいどこでどういう形で設置されるものなのかっていうのが…。これは要綱でもないし、どこにもないんですけども。どうなってるんですか、どういうものなのか。</p>
実施機関	<p>要綱という形ではございませんが、連絡会の設置目的ですとか、所掌事務、構成メンバーについては明文化したものを作成してございます。</p>
委員	<p>これはあれですよ、結局、市長への諮問機関みたいなものなのですよ。連絡会というのは、この流れから見ると。決定権者は、市長ですよ。</p>
実施機関	<p>決定権者は、市長でございます。</p>
委員	<p>まず連絡会が、審査・決定の助言を行なって、それに対して美化業務課でもって、こうでしょ、ああでしょって決定が出て、最終的に市長が決定を下すという、そういう仕組みになってるわけですよ。</p>
実施機関	<p>連絡会のほうにお諮りする、協議をかけるということの目的も、やはり、まず1つ目には、ご本人さんの状況っていうのを出来る限り正確に把握しまして、公平に判断していくっていうことと、もう1つには、地域で既に有る近隣助け合い、ネットワークといったものを疎外することがないようにという、大きく2点の目的で連絡会のほうに意見・助言をいただきたいということで設置をしてございます。</p>
委員	<p>それ、目的外利用になるんですか。</p>
実施機関	<p>その目的外利用の部分、実態調査をしましたときに、ご本人さんがお</p>

委員	<p>話される多様な情報というものを、全て同意をいただいているもとで、使っていったよいかという部分を実際に訪問を始めまして、そういう実態が出てまいりましたもので、今回、念には念をとということでお諮りさせていただいたものでございます。</p> <p>私が…、グループ、結局一番よく知ってらっしゃるのは、地域包括支援センターの方だと思うんですよ、その方自身の。だけど、美化推進部の方が行かれるということは、ただごみに対してのことだけですよ。だから、ご本人さんの体の状況とか生活状況とかいうものは、むしろ包括支援センターとか、健康福祉部の民生委員とかの方がよく把握して、その人たちの情報であれば、よそへ漏れることも無いですからね。そういう面で、ちょっと美化推進部の方が入っているということは、ただごみのことしか、美化推進部のほうでは分からないわけですよ。そういう面が、ちょっと疑問に思うんですよ。</p>
実施機関	<p>仰るように、美化推進部の者だけで、そのご本人さんとお会いするということだと、なかなか訪問の時に判断できないということも出てまいりますので、ご本人さんにケアマネージャーさんですとか、民生委員さんに一緒に立ち会っていただけませんかということで、第三者、特にご本人さんに近い立場にいる、第三者の方に立会いをお願いするということをしております。ただ、ご本人さんが、例えば、ご自宅の方にヘルパーさん等を入れておられなくて、親族の方が月1、2回来られているだけっていうようなケースもございまして、また民生委員さん等も全然知らないというような方もいらっしゃいますので、そういう方については、ご本人さんと美化推進部の職員が面談ということになってございます。</p>
会長	<p>それで、先ほどの要綱の要件みたいなのを見てるとね、要介護2以上とかね、障害の程度が1級とか2級とかっていうでしょ、最初伺った時にはですね、むしろ福祉推進部のほうのデータが、美化のほうに持ち出されるのかなというように思ってたんだけどね、今はそういう話じゃないのでね、ちょっといささか嬉々感じてるんですけどね。こういう、なんていうんですか要介護2とかっていうのを本人がそこで申請するというか、本人が語ったところをそれで実態調査の表に書き込んで持ってきてね、それを信用するといったらおかしいけれどね、福祉部のほうからデータをもらうってことはないということであるわけですか？何か福祉部のほうのデータと突き合わすのかなというか…。</p>
委員	<p>だから、下に申請書には同意書がついてあって、「対象者及び世帯の状況等について、関係機関に対して照会し、又は情報を提供することを承諾します。」とある。だから、これで同意されなかったらもうそこはおしまいなんだけど、同意してもらうことによって、福祉課のほうに本当にこの人どうなんですかと聞けるという話。逆に言うと、福祉課のほうへ情報を引き出すと、また目的外利用になるから、ここで審査掛けないとあかんけども、本人にこういうことしますよと同意をもらっておくと、貰えるんですよ。元々、こういう人が、例えば、要介護2という形で申請してるけども、本当かというのを聞けるんですよ。それで、福祉課のほうから情報取るという手間はそれで省ける。</p>
会長	<p>その同意書っていうのはそういう意味ではね、結局、本人の言ったことを裏づけるために、福祉部局のほうに問い合わせてもいいかというこ</p>

	とを、そこで同意してもらっているという話にはなるわね。
委 員	だから、申請書の段階でそういう話で済むんだけど、その後の本人の健康情報の実態調査のところで、目的外利用になる可能性があるからこれを使えるかっていうのをここで審議して欲しいという話。
会 長	だから、この同意書ってというのは、非常に本人の同意が一番強いわけなんですけれどね、本人が同意をここでね、何か心理的に脅迫されるような格好というのは問題あるでしょう。
委 員	だから、申請書で同意しなくても、実態調査しますから、その時に現地に行って、ちゃんとチェックできるという仕組みになっているんですよ。
会 長	そういう仕組みになっているというふうに理解していいんですか。
委 員	ですよ…。だって、要介護2だけど、現地行ったらピンピンしてはると、それを実態調査で調べるんですよ。
実 施 機 関	保険証の写しを添付いただくことは、申請の条件にさせていただきます。
会 長	先ほどね、本人が色々実態調査に行ったら喋ってしまってね、本来はあまり必要でないことも収集するとかいうことがあるっていったでしょ。本来のことを言えば、必要な範囲内で収集するというのが原則ですからね、不必要な答えがあったら、聞き流してこないとかかんのと違うのですか。いちいちそんなところに記載してなくて、それが本来的に言うたらね、連絡会の実態調査表に書かれてるってというのは、おかしいのと違うかっていう人も出てくるような気もするんですけどね。
委 員	でもそれもね、私言ったと、書いてなかったら、言っていないと水掛け論になっちゃうから、言うたことはやっぱり書いておかないと、後々問題になるんですよ。それを書いておくことによって、もし決定したらいいんですけども、棄却になった時に、私あのように言いました、というふうに言われた時に書いてないと、言ったとか言っていないとか水掛け論で終わってしまうんですよ。
会 長	それあるかも知らんわね。
委 員	すいません、サポート収集申請書っていうのを出すわけでしょ。だから、本人が、結局そういうふうに収集して欲しいと希望があるから出してるわけでしょ、違うんですか？
実 施 機 関	そうですね。
委 員	そうでしょ。それなのに同意しないということもあるんですか。
実 施 機 関	いえ、同意されないケースは、今までございませんでした。
委 員	ないでしょ。だから、それがおかしいなと思ってるんです。
委 員	申請するけれども、他のところからの情報を漏らしてもらったら困る

	と。その代わり、実態調査で、私はちゃんと答えますという人もおるんです。
委 員	それはそうですけど、同意しない場合というのは…。
委 員	あります、あります。
委 員	あるんですか？
委 員	そんな素直な人ばかりじゃないんです。
委 員	そうですか。
委 員	素直な人は、こんなこと色々検討しなくてもいいんです。
会 長	役所の内部の人はいいけれども、自治会長さんとか、民生委員に渡したら困るという人もやっぱおるんでしょうね。
委 員	マンションとかは、多いんですよ。
会 長	大体、目的外利用ということの、意味は把握できたと思いますけれども、これで我々の審議が十分出来るということによろしいですか…。委員の皆様…。
委 員	73件の申請で、今現在決定が24件というご説明があったんですけども、その残りの48件ですか、これについては美化推進室では判断できないということで保留になってるんですか。
実 施 機 関	今のところ、先週面談に直接行って、まだ決裁中というのが11件。
委 員	まだ、実態調査が終わってないということですか。
実 施 機 関	あと残りが終わってませんので、順次行かせていただいているということになります。
委 員	その中から、グレーというか、判断できないのは連絡会で判断しよう
会 長	と。 よろしいですか。今回確認しておきたいところ、お尋ねしておきたいところありませんか…。それでは、これで我々のほうとしては、条例でいいますところの第10条の目的外利用の必要性についての審議は出来ると思いますので、関係部局の皆さん、どうも遅い時間にありがとうございました。ご退室いただいて結構です。
	※ 実施機関 退室
会 長	これは、やっぱり川西市独自で、よその自治体はまだやってないところあるんですか？それとも結構やってるんですか？こういうの。
事 務 局	そうですね。基本的には先ほど言ってますステーション方式をやってるところが、これやってるかやってないかということなんですけど、多

	少他市でも実施するところが出てきておりますけども、まだ少ないのは少ないです。
会 長	みんな、ご近所のボランティアか何か、お隣同士で工夫してやってるって話になるのかな…、他のところでは。
事 務 局	そうですね。余分な話で恐縮ですけども、私の母親も一人暮らしだったんですけども、お隣の方に出していただきました。
副 会 長	僕もこれ聞いた時、第一印象として、書くほうでチェックしたらいいやないか、あかんかったら書かんときゃいい。委員言われた、後から文句言われたら…、勝手なもんやなあ。後から言われても、撞着してしもうてどうにもならんのちゃうかな。
会 長	そういう人のところを訪ねて行ったらね、癒し効果があつてね、よく喋るんですよ。話相手になって、なんでも喋るからね。
副 会 長	都合悪い時は情報流したいかんて言うし、書いとったら、何で書いてくれんねんとか言うし。
委 員	反対に、我々地域としては、そういう情報是非欲しいんですよ。民生さんとか我々としたら。
副 会 長	全体としたら、この人らを助けてあげようという趣旨なんですよ。だから、助けて欲しくないのかどうなんやというところで、助けて欲しくないんやったら放っとくでという。助けて欲しいんやったら、言うこと聞かんかっていう、そんなことじゃないですかね。
委 員	我々、既にジレンマに陥ってますよ。
委 員	なんか大阪のほうではですね、割に個人的に収集するって、聞いたんですよ。川西ではそういうふうなことしないのかって聞いたら、それは費用を頂けばします、ということお聞きしたことがあるんです。こういうことが始まっているとは知らなかったですからね。
会 長	それでね、これはそんな難しい議論をいただかなくても、一応この条例第10条の第1項第4号の審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために当該個人情報を利用し、また提供することに正当な理由があり、かつ本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められ、利用・提供するという理由に当たるというふうに考えられると思いますけれども、これでよろしいでしょうかね…。それで、ここの所管課というところは、結局、実態調査表を出してるところの話ですよ？さっきから、リサイクル推進課というところありましたね、2人で行く。リサイクル推進課っていうのはどこにあるんですか？
事 務 局	同じ部署に、別の棟の建物にあるんですけども、訪問は一緒に行くんですけど、最終その申請書なり、そういうような公文書を保有するのは、美化業務課。リサイクルのほうは、もう持たないということ。
会 長	リサイクル推進課は持たないということね。ここに入っていないわけですね。それで、その連絡会に出てくる方が所属してるのが、利用・提供

	先という話になるわけですね。
事務局	そうです。
会長	そこに挙がってる人たちが、連絡会の構成メンバーと。
事務局	はい。
会長	そのメンバーに、目的外利用という場合があるということになるわけですね。
事務局	そうです。
会長	それで、一応、先ほど伺いましたように、目的外利用するということに相当の理由があると。それで、本人の権利利益も不当に侵害しないということで、審議会としては、これは結構ですという、まあ、いわゆる容認をすることになりますけど、それでよろしいですか。それから、本人の通知の有無というところで、これは通知しないというのは、事前に実態調査に行って本人には会うわけですからね。ですから、これもよろしいということで答申したいと思います。では、どうもありがとうございました。本日の36号諮問案件の、サポート収集についての個人情報の目的外利用については、これで審議を終えたいと思います。そういたしましたら、本日のもう1つの35号諮問案件、これは、そういう具体的な諮問ではなくて、条例の改正に係る諮問でして、最後まで詰めるということではなくて、一応、説明だけといただくということになっておりますので、説明のほうよろしくお願いたします。
事務局	そうしましたら、諮問案件、諮問第35号川西市個人情報保護条例の整備につきましては、私のほうからご説明申し上げます。冒頭でもご案内いたしましたとおり、この第35号事案では、お手元の資料、資料番号1から4までの4点の資料をお手元にお届けしております。ご覧頂きます資料は、ご説明を差し上げる中で私のほうからご案内いたします。また、冒頭での概略説明と重複する点もあろうかと思っておりますけれども、どうかその点ご了解願いますよう、よろしくお願いたします。初めにこの諮問の概要でございますが、それを先に申し上げますと、本市におきます個人情報保護の一層の充実を図ります観点から、本市の公の施設を管理する指定管理者に対しまして、個人情報保護条例で、新たに罰則規定を設けるなどの改正を検討しようとするものでございます。まず、この指定管理者につきましては、先ほどの説明でもございましたが、平成15年の地方自治法改正により導入された制度でございますけれども、この指定管理者制度と申しますのは、それまで地方公共団体、それから外郭団体に限定されておりました体育館ですとか、コミュニティセンター、そういった公の施設の管理・運営につきまして、これは、株式会社をはじめとした営利企業などの法人、それから市民グループなどの団体に、包括的に、その管理・運営の代行をさせることのできるようになった、というような制度でございます。なお、本市では、お手元の資料番号で言いますと2になります、この表の「公の施設に係る指定管理者の指定状況」にございまして、現在延べ38の公の施設に対しまして、その指定管理者として12の団体を指定してございます。ここで改めて言うまでもございませんけれども、個人情報保護条例は本市におけます、個人情報保護に関する基本的な考え方を示すものでございますが、その

規定内容といいますのは、川西市長をはじめとします、この保護制度を実施する機関に対するものだけではございませんで、市の出資法人ですとか、委託契約に伴います受託者などに対しても、その責務について定めておりまして、そういう意味ではより広い範囲にわたって市民の方々の個人情報に係る権利・利益の侵害防止を図ろうとしているところでございます。同様に指定管理者に対しましても、この制度の導入に際しまして、平成17年に本審議会から頂きました答申に沿った形で、市の出資法人と同等の責務を課す内容で平成18年に条例改正を行いまして、現在に至っているところでございます。お手元の資料、資料番号1の「条例改正の諮問をする考え方」、こちらのほうをまずご覧になって頂けませんか。1ページ目の真ん中から少し上の部分です、網掛けしました括弧で囲われた部分がございますけれども、これが平成17年の本審議会の答申から抜粋させていただきまして、最終的な提言の内容でございます。この部分を朗読させていただきますと、「指定管理者は、市の公の施設の管理を代行することから、当該業務の内容及び性格から当該施設の管理業務に関しては市と同様の説明責任があり、透明性の確保のためにも当該管理に関する文書については、現行対象としている出資法人と同様な責務規定を設けて個人情報の保護に努めるべきである。」ということでございます。なお、本答申の全文につきましては、お手元の資料番号4でご用意しております「川西市個人情報保護条例の整備について」答申17年7月と、こちらのほうの資料で全文は配布させていただいておりますので、また後ほどご確認下さい。この答申を受けまして、改正しました現行条例での指定管理者に対する規定といいますのは、第5条がこれに該当するものでございまして、1項を朗読させていただきますと、「市が出資する法人のうち規則で定めるもの及び指定管理者は、この条例の規定に基づく市の個人情報保護施策に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されております。つまり、先ほどもお伝えしましたとおり、指定管理者に対しましては、市の出資法人と同等の責務が課せられていることになってございます。すみません、お手元にお配りさせていただいてます手引の中には、旧の修正前の部分の条文しか載っておりませんので、ただ今1項だけを朗読させていただきました。この17年の答申をいただくに当たりましては、本審議会での審議過程におきまして、3つの考え方のもとに検討が進められた経緯がございまして、この資料番号1の「諮問をする考え方」の、今読ませて見ていただきました、この網掛け部分の下のところに記載されておるんですけども、その3つの考え方と申しますのは、1つが、指定管理者に対して、出資法人並みの責務規定を設ける考え方、それから2つ目が、委託契約における受託者と同等の位置づけをする考え方、それから3つ目が川西市長をはじめとします実施機関に含める考え方、以上の3つの考え方のもとに、検討が進められました。その結果、審議会といたしましては、受託者と同等に位置づけて罰則を科していくことに妥当性があるとして、2つ目の考え方を重要視はしていたものの、当時は、指定管理者となります団体の力量が不透明であり、また罰則規定等の強い規制を科した場合には、地域の団体の指定管理者への進出を阻害するのではないかというような疑義もありましたため、将来的な見直しを視野に入れながらも、まずは緩やかな規制の下で、運用を始めることが適当であるとの、そういった考え方に基づきまして、当面は出資法人並みの規定で対応し、必要に応じて将来検討を加えていくという方向で、意見が一致したところでございました。そして、現在、この条例改正から3年以上経過いたしましたので、ご配慮いただいております指定管理者制度につきましても、ある程度定着した中で、一方では個人情報保護に対する市民感

	<p>情の高揚は減退することなく、いわば年々上昇傾向にあることも鑑みまして、この度、指定管理者に対しても受託者と同様に罰則規定が適用されますよう、当該条例の改正を検討していただくために、今回諮問させていただき運びとなりました。最後に、お手元の資料番号3の横向きの一覧表ですけれども、「近隣市での指定管理者に係る個人情報保護条例の制定状況について」、こちらをご覧くださいでしょうか。この資料は、近隣市におきまして、それぞれの個人情報保護条例上での指定管理者をどのような取扱いとしているか、また罰則規定の対象としているかどうかにつきまして、簡単にまとめたものでございます。兵庫県下及び大阪府下の近隣13市について調べましたところ、指定管理者の取扱いに関しましては、大半の市において「委託契約の受託者」と同様の取扱いで規定されております。それ以外のケースでは、尼崎市が指定管理者を実施機関に含めて定義づけをしております、それから、あと大阪市のほうでは指定管理者が取扱う個人情報の保護に関しては、全て実施機関の規定の例によるものとなっております。また、池田市に関しましては、一番最後ですけれども、その池田市につきましてのみ、指定管理者に対する規定自体見当たりませんでした。また同様に、罰則の規定につきましても、各市で実施機関及び受託者と同等の内容で規定が設けられておりますけれども、こちらのお手元の資料には、各市の指定管理者に対する罰則の条項をそのまま記載させていただきました。本諮問に係ります事務局からのご説明は、以上でございます。なお、これも冒頭で既にご説明いたしましたけれども、本日は諮問の概要説明とさせていただきまして、約1ヶ月後に改めて開催のほう予定させていただきたく考えております。次回の審議会におきまして、詳細なご審議願えますようにということで考えておりますので、次回にまた引き続きのご審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。それからもう一点併せてお伝えさせていただきますのが、本案件は、条例第33条第3項に基づきまして、当審議会での結論を同じく「本市個人情報保護審査会」へも諮問という形で報告、そしてまた必要に応じてはご審議賜ろうということで考えているところでございますので、この場で合わせてお伝え申し上げます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。今、条例改正に係る35号案件についてご説明いただいたんですけど、この時点で委員のみなさんから何かご質問ございませんでしょうかね…。資料4にありますようにね、指定管理者の制度ができた時に、どうしようかということで審議会決めていったんですね。それで、結局パアになったんですけども、そのうちの出資法人と同じように扱おうということに落ち着いて、それが現在に至っているんですが…。</p>
委 員	<p>出資法人と、受託者と、それと実施機関という3つの例出てますね。これの具体的な概要について、説明いただけませんか。</p>
事 務 局	<p>出資法人と申しますのは、市の方から出捐金、具体的に申し上げますと、現在、都市整備公社、土地開発公社など7つの団体がございます。</p>
委 員	<p>市が直接出資してる会社？</p>
事 務 局	<p>はい。2/1以上の出資。</p>
会 長	<p>全部じゃないですよ。100%もあるけども。</p>

事務局	2 / 1以上でございますので。
会長	だから、10%や20%のやつは、出資法人としては位置付けてないんですね？
事務局	はい。それと、その性格を若干申し上げますと、市長の権限の調査権が及ぶ、財務関係のものについても、そういうような法の中で規定をされておられるところでございます。あと、受託者といいますのは、私的な契約関係で、委託業務をしているようなところでございます。私法関係の請負契約の締結により、市の業務を委託しているところでございます。もう1点、指定管理者といいますのは、先ほど事務局の方から申し上げましたように、従来、公の施設の管理委託という形をとっていたわけです。管理委託といいますのは、あくまでも公共的な性格のところ委託先が限定されておりました。15年に指定管理者制度が導入され、権限の委任という形でございます。と、いいますのを具体的に申し上げますと、例えば、公の施設の許可関係も、行政行為の権限を全て指定管理者に委任しているということです。性格的には、許可権限の委任とか、そういうところが若干違いますが、基本的には年度協定ということで委託料を払うなりということで運営をしております。もう1点、性格的に違いますが、公の施設の使用料の収受を指定管理者に行わせることができるということでございます。以上、雑駁な説明で申し訳ございませんが、そのような性格を持っているところでございます。
副会長	例えばというのを言ってください。
事務局	指定管理者ですか？
副会長	いえ、受託者。
事務局	受託者と指定管理者の指定というのは、同じでございます。個人であっても、民間の法人であっても構いません。
副会長	建築確認の委託しておられるの、あるでしょう？
事務局	民間委託の、確認申請の…。あれも民間でございますが、あれは通常のこと…。建築基準法の改正で、市の業務として委託しているのではなくて建築確認自体を民間でできるということになってますからね。利用者の方がどちらを選ぶかという…。
会長	民間確認検査機関は、あれは委託じゃないですよ。
事務局	指定ですね。国交省や県の指定を受けておられるということです。ですから、あれも1つの…。
会長	認定機関ですよ？
事務局	はい。
副会長	よう流行ってますわ。
委員	例えばね、情報管理なんかで、パソコン上の情報のデータ管理なんか

	<p>で、なかなか市の職員の中で専門家がおれへん時に、どこかのパソコン屋の兄ちゃんに、一週間これやってちょうだいという形で契約を結んでやってもらうというのが受託者。それに対して、指定管理人というのは例えばね、新しくできましたけど、広島市営球場のMAZDA Zoom-Zoom スタジアムっていうのを、そこの管理・運営権限を、全て条例に基づいて広島東洋カープ株式会社に渡した。だから、あそこの使用権限は広島東洋カープが持っている、高校野球やろうと思ったら、広島東洋カープに申請書を出して、許可をもらって、使うという方法を探ってる。それが指定管理人。</p>
事務局	<p>そうですね。今、委員がおっしゃられたとおりでございます。私的な法律関係の中でやっている部分が、受託者。</p>
委員	<p>契約という形で、この業務はあなたのところで請け負ってやってくださいね、という形でやらせるのが受託者で、条例等々で、あなたが指定管理人という形で決めて、その代わり市が持っている権限、公の施設の管理権を全て渡しちゃう。その代わり、いくらかの上前もいただく、そういう感じのやり方が指定管理人。</p>
会長	<p>今、我々の手元にある「解釈運用の手引」ね、これ改正前の解釈の手引なんよね、私も気が付かなかったけどね。これ正しい条例、解釈はいいとしてもね、新しい条例の条文をね、やっぱりここに配っておいてもらわないと。さっき見たけど出てないし、罰則の規定も変えたんと違った？</p>
事務局	<p>はい、変えました。申し訳ございません。</p>
会長	<p>これ3万円となってるよね、これ50万円にしたんと違った？</p>
事務局	<p>そうです。そのとおりです。</p>
会長	<p>この3つあったうちね、指定管理者については、先ほどの出資法人に類するということにしたんですけどね。出資法人というのは、責務規定はあるんですけどかな…。</p>
委員	<p>あります、あります。</p>
会長	<p>出資法人というのは、別法人だからね。別法人で、本来的にはそこで規定かなんか作ってやってもらおうという理屈やったんですね。そしたら、個人情報保護条例にはそういうのに対する罰則の規定とか、何とかっていうのは、用意されてないですやん。ところが、受託者っていうものは、その受託者の責務が書いてあって、罰則の規定があるんですよ。実施機関は、もちろん実施機関の職員は公務員ですし、処罰の対象の規定があるけれども、それにまた過剰した現在は、特別規定が置かれてるわね。出資法人というのはね、法人だから、それなりの大きいものを意味しているからね、それが自分のところで対処するというふうを考えていたんだけど、指定管理者に指定されているのは、法人ばかりじゃないわけね。例えば、自治会とか委員会とかある、この表見るとね。こういうところもあるとは言ったんだけどね、出資法人と同じ扱いというのは、ちょっと気が引けたんですな、自治会と出資法人と同じやいうのね。だから、最初の時に色々議論したんですけども、あんまり罰則</p>

	<p>やなんか苦労して、個人情報保護の保護に気を遣わせたら、そういう自治会とか、福祉委員会とかいう者が指定管理者の指定を躊躇るとかそういう話があってね、ですから、そこで出資法人と同等にしよう。出資法人と同等というのは、出資法人にはそんな規定はなかったからね。そういう話になってるんですけど、それがちょっと他所の自治体との関係から言うと、不都合だということで、早手回しに改正をしましょうということにはなってきたるなと思います。指定管理者というのはね、今ここに挙がっている指定管理者というのはね、それ以前に公共的団体とか、そういうことで委託していた人を、チェンジするっていう懸念がありましたよね。そのチェンジする時には、暫定的に以前の者に指定管理者を務めてもらうというような、そういう暫定的規定か経過規定みたいなのがあったような気がするんだけど…。だいたい公募っていうのは、そういうものですか。それとも、新たに全く白紙でもって、公募してなったところがあるんですか？この中には。</p>
事務局	<p>公募の部分というのは、従前の部分で規定されているのが、ほとんどでございます。</p>
会長	<p>以前に委託してたり、なんかそんなことも関係なくね、根っから新しい制度に則って、公募したっていうの…。ここに公募って書いてあるのありますよね。これが新しく全く従来の関わり、しがらみなく公募したケースなんですか？</p>
事務局	<p>公募で書いてありますところの、例えば上から2つ目の財団法人川西市体育・スポーツ振興事業団。体育施設を主に管理するために、市が出資している団体でございますけれども、従前から、確かにそこで管理委託をしておりました。その後、今ご指摘のように、平成18年9月でしたか、移行期間の中です、一応暫定的に非公募という形で一年間でしたかね、ちょっと記憶があれなんですけど、非公募という形で指定管理者になっていただきました。ただ、その間に経営努力も当然やっただいて、この度は3年間の期間です、いや5年間の期間、5年間の期間で民間企業と同等条件で競わせまして、結果公募ですけど、こちらが勝ち取られて、結果は同じ者が指定管理者で継続になっている。また、その下にですね、自転車駐車場というのがあるんですけども、こちらを導入したときに、一度これは純粋に公募をしまして、民間の企業が一時取っておりました。元々、シルバー人材センターというところが取っておったんですけど、そこが一度負けまして、3年間程民間企業が指定管理者になりました。その期限が切れて、もう一度公募した時に、結果として、今度はシルバー人材センターが勝ち取ったというような状況で、数は少ないですけど、一部公募しながらもやっておるということです。</p>
会長	<p>なるほどね。その時には、やっぱり選定委員会を作って、公募の書類とかなんか審査するんでしょ？</p>
事務局	<p>はい。</p>
会長	<p>それではね、先程説明にありましたようにね、今日は説明と、ちょっと意見交換ということで、次回もう一回正式にこれを決定する審議会を開催したいということです、それまでに委員のみなさまの心づもりを固めてきていただくということで、宿題にしときたいと思いますけどそれでよろしいですか…。そしたら、そういうことにさせていただきます</p>

委員	すけども、とにかく今日は何が何でもお尋ねしておきたいというようなことがおありでしたら、ご確認いただきたいと思いますが、いかがでしょうかね…。何なりとお尋ねいただいて…。
会長	基本的には、受託者と位置付けるのか、あるいは実施機関と位置付けるのかという話ですよ。
委員	条例の改正というのはね、今さっき見てきた出資法人のところに、規定があるわけですよ。そこを削除して、受託者の場合、どういうふうな規定するのかな…。実施機関やったら、実施機関のその市長は実施機関ってところに挙げりゃいいわけだけどね、受託者にするっていう場合は、どこでその指定管理者なり受託者と同等の扱いをするのか…。
会長	受託者規定がありますから。その中に「準ずる」を入れたらいいんですよ。昔の古いやつですけども、条文の中やったら、16条の3項をくっつけて、指定管理者も同条を適用するという形を入れたらいいんです。
委員	受託者というのは、誰が受託者か分からへんわけやな。考えてないわけや。だから、実施機関とか出資法人というのは、そこに誰が出資法人でどれが実施機関かというのは規定があるんですよ。だけど、指定管理者というのは、受託者にしたらね、他の所はみんなどうしてるんですかね…。
会長	受託者というのは、誰が受託者か分からへんわけやな。考えてないわけや。だから、実施機関とか出資法人というのは、そこに誰が出資法人でどれが実施機関かというのは規定があるんですよ。だけど、指定管理者というのは、受託者にしたらね、他の所はみんなどうしてるんですかね…。
委員	だから、括弧して「指定管理者を含む」とかね。実施機関は受託者の中に、受託者規定の中に指定管理者もそうするっていう、適用するって感じで入れてるだけです。
会長	なんか、ちょっと不細工やけどね。
委員	でも、指定管理者は地方自治法上のものですから、別にそれは問題はない。
委員	指定管理者、これ見てると色々雑多ですけども、これひっくるめて問題にするのかどうか、その辺どうなんですかね…。
会長	指定管理者でも種類があると。指定管理者の中でも、割としっかりしてるところもあれば、規模の小さいところもあると。そういうことですか？
委員	極端に言うと、自治会もありますんでね。それをひっくるめて、指定管理者として扱うのかどうか。
会長	十把一絡げで、指定管理者というのを、みんな受託者にするんですかという質問が出たけど。
事務局	基本的には、大小、受託を受けるところの規模などもあろうかと思えます。ただ、個人情報保護という観点から、そういう受託業務を当然大小様々なものところございます。そういう面からすると、同等の形でさせていただくのが、我々の意向としては、そういう方が望ましいという考え方しております。

委 員 会 長	<p>次回、指定管理者の地方自治法の規定の権限規定、抜粋して持ってきて、それと相互比較した方が早い。</p> <p>だから、結局、受託者の責務のところでは、受託者というのは受託業務に従事している者や従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報に正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとこう書いてあるわけで、その指定管理者の職員というのは、その従業員ですね。指定管理者の従業員というのは、その責務規定が及ぶって話になるわけですね。それに合わせれば、個人情報保護条例の罰則規定も適用になるということですね。ですから、罰則の適用もね、今度の資料の時には条文とかね、罰則の規定のどの規定かね、1年以下とか50万円以下とかね、それをちゃんと書いてくださいね。</p>
事 務 局	<p>はい。了解しました。それと参考までに、指定管理者の分は指定という行政処分を打ちます。ただ、具体的に指定管理者を指定された場合にですね、当然、従来の委託契約と同等の年次協定もしくは年間の契約なりを締結しておりますので、その中では基本的には、個人情報の関係の部分には契約条項の中に盛り込まれているという状況でございますので、よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>指定管理者をね、委託契約とは違うということになってるよね。代行をするってことですね、市の業務をね。だけど、指定管理者と市とのやりとりというのは、やっぱり契約の方式で調印というか、判つきしてるわけですか？</p>
事 務 局	<p>基本的には、基本協定でされる市町村もあろうかと思えます。ただ、何年かの部分で債務負担、いわゆる将来的な債務負担を取っている場合は、それ一本でやられているケースもあります。ただ、具体的に、2年なり3年の基本協定の中で債務負担、将来的な負担を取らない場合は、年度の委託契約なるもので、業務の内容なりを締結していく。委託料、相手方に支払う金額をそこで明示しておく。</p>
会 長	<p>それでは、一応先程にもありましたように、今日はこれ以上は詰めないということで、次回、もう少し資料揃えていただいて、正式に改正をするというのがよしということであれば、その意見を集約したいと思います。では、今日はこれまでにしたいと思ひまして、以上で本日の審議会の審議案件は終わりましたけど、「その他」っていうのがあるけど何か。</p>
事 務 局	<p>とりあえず、今回のこの案件につきまして、一応、1ヶ月後また改めて事務局の方から先生方に、日程の調整の方させていただきたいと思ひますので、またその節はどうぞよろしくお願いいたします。それでは、最後に事務局の方より部長の方からご挨拶させていただきたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>※ 総務部長 挨拶（略）</p>
会 長	<p>ありがとうございました。それでは、本日の審議会はこれにて終了いたします。</p>